

第33節 交通応急対策計画

災害時において、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な機材等の緊急輸送等を円滑に行うため不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策は、本計画の定めるところによるものとする。

第1 実施責任者

〔 主な実施機関
市町村，県（道路保全課），警察本部，四国地方整備局，
西日本高速道路㈱，本州四国連絡高速道路㈱ 〕

交通規制・措置命令の実施は、次の区分によって行うものとする。

区分	実施者	範囲
交通	道路管理者 〔 国 県 市町村 西日本高速道路㈱ 本州四国連絡高速道路㈱ 〕	1 道路の破損，決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合。 2 道路に関する工事のため，やむを得ないと認める場合。
規制	警察 〔 公安委員会 警察署長 警察官 〕	1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するため必要があると認める場合。 （災害対策基本法第76条） 2 道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。 （道路交通法第6条第1項） 3 道路の損壊，火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合。 （道路交通法第6条第4項）
措置命令	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にいないときで，それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（当該措置をとった場合には，所轄の警察署長に報告しなければならない。）

（注） 道路管理者と警察は密接な連絡をとり，適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

第2 実施要領

1 道路管理者

災害により道路，橋梁等の道路施設に危険が予想されるときは，すみやかに必要な交通規制を実施するものとする。

2 警察

(1) 公安委員会

ア 災害の発生が広域にわたる場合又は幹線道路の破損，決壊等のため道路における危険若しくは交通上の障害が広域に及ぶ場合は，災害の規模，迂回路の関係等を総合的に判断し

て交通規制を実施するものとする。

イ 被災者の輸送，被災地への緊急物資の輸送の円滑を確保するため必要があるときは，緊急の度合いに応じて車両別又は車種別等の交通規制を実施するものとする。

ウ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため，緊急の必要があるときは，区域又は区間を設定して，緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行うものとする。

(2) 警察署長

被災地を直轄する警察署長又は被災地周辺地域を直轄する警察署長は，道路における危険を防止するため，緊急の必要があるときは，当該道路について必要な交通規制を実施するものとする。

(3) 警察官

ア 出水，道路の損壊，その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において，当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは，必要な限度において一時歩行者又は車両等の通行の禁止又は制限を行うものとする。

イ 通行の禁止，制限の区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより，災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあるときは，その管理者等に必要な措置を命ずるものとする。措置をとることを命ぜられた者又は命令の相手方が現場にいないときは，警察官自らがその措置を行うものとする。

この場合，やむを得ない限度において，車両・その他の物件を破損することができるものとする。

なお，警察官がその場にいない場合に限り，災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官または消防吏員は，通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両または消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため，必要な同上の措置をとることができる。

(4) その他

ア 社団法人徳島県警備業協会と締結した「災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定」に基づき，必要に応じて交通誘導等の実施を要請する。

(注) 災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定を別冊資料編に添付

イ 社団法人日本自動車連盟四国本部徳島県支部と締結した「災害時における緊急通行車両の通行妨害車両等の排除業務に関する覚書」に基づき，必要に応じて通行妨害車両等の排除業務を要請する。

(注) 災害時における緊急通行車両の通行妨害車両等の排除業務に関する覚書を別冊資料編

に添付

第3 交通規制の周知

実施責任者は、交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、報道機関を通じて交通規制の周知徹底を図るものとする。

(注) 主要交通途絶予想箇所一覧表を別冊資料編に添付

第4 緊急通行車両の確認

県公安委員会が、法第76条に基づき、緊急輸送等を行う車両以外の通行を禁止し又は制限を行った場合、知事又は県公安委員会は、法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行うものとする。

この場合、緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を県(危機管理局)又は県公安委員会(県警察本部又は警察署)に提出し、確認(標章及び証明書の交付)を受けるものとする。

なお、県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両の事前届出制度を運用するものとする。

また、同法の規定に基づく標示、標章や証明書の様式は、次のとおりである。

様式第1

備考1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

- 2 縁線及び区分線の太さは，1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は，センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては，図示の寸法の2倍まで拡大し，又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式第2

- 備考1 色彩は，記号を黄色，緑及び「緊急」の文字を赤色，「登録（車両）番号」，「有効期限」，「年」，「月」及び「日」の文字を黒色，登録（車両番号）並びに年，月及び日を表示する部分を白色，地を銀色とする。
- 2 記号の部分に，表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は，センチメートルとする。

様式第3（第3条関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第5 道路の応急復旧

- 1 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路をすみやかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報するものとする。
- 2 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するものとする。